

## 社会生活上の「家族」に関する学說的展開と現代的 課題

浅利, 宙

九州大学大学院人間環境学研究所 : 博士後期課程 : 家族社会学, 死別の社会学

<https://doi.org/10.15017/945>

---

出版情報 : 人間科学共生社会学. 3, pp.81-100, 2003-02-14. 九州大学大学院人間環境学研究院  
バージョン :  
権利関係 :

# 社会生活上の「家族」に関する学說的展開と現代的課題

浅 利 宙

## 要 旨

本稿では、日本の家族社会学で展開された、社会生活上の「家族」に関する議論を取り上げ、その変化の過程を追うとともに、現代的課題を検討する。

当初、社会生活上の「家族」への問いは、「個」の制約をめぐる社会規範への問いとして形成されており、その代表例として、戦前期に「社会形象としての家」という文脈から展開された、鈴木栄太郎の家族論を挙げることができる。鈴木は「社会制度としての家族」への着目を出発点にして、個を融合させる「家族の全体性」の存在を主張するとともに、社会生活上の行動規範として「家の精神」を導出した。この視角は、鈴木自身の家族概念の多義的使用、そして、社会規範から現実生活への関心の転換と核家族概念の浸透にともない、家族社会学の主要な問題関心とはならなくなっていった。だが、現在、個人と家族との関係に注目が集まっているゆえに、家族による個への制約は、決して無視できない問いになっている。その際、社会生活上における「家族」という視座は、現実生活への着目を保持しながらも、独特の「重さ」に関する問いの歴史をもつ、「個」を制約し、融合せしめる点から、また、場面自体を規定する側面から、いっそう、重要になってくるだろう。

キーワード：社会生活上の「家族」、家族の全体性、「個」の制約

## 1 はじめに一個を証明する「家」の姿と家族社会学における個人への着目<sup>1)</sup>

かつて、柳田國男は、『明治大正史世相篇』の「家永統の願い」と題した章の冒頭で、雨のなか、単身で町を歩いていて警察署に保護された老人のもち物が、45枚の位牌のみであったという話を紹介している。この話は、明治期から大正期にかけて細分化し、変貌してゆく「家」と家族愛の成長を描いてゆくストーリーの導入部であり、珍しい事実として取り扱われているのだが（柳田 1902→1993：277-304）、彼がこの出来事を取り上げた理由は、この出来事が、祖霊とのつながりへの希求を象徴的に表現している事例であったところにある。しかしながら、少し視点を変えてみるならば、この出来事は、位牌を背負う行為によってしか、そのときの自分自身が何者であるのかを示しえなかった事例である、とも考えられないだろうか。単身で歩

いている状況下において、また、警察署という場面において、対外的、そして自分自身に対して、一体、自分が何者なのかを主張するツールとしての位牌であり、位牌に対する、ひとつの妥当な解釈として表現される「家」。別の言い方をすれば、位牌は、個人を日常行為レベルにおいて、家に帰属させる装置として作動している。そうすると、ここで示された位牌は、既存の「家」のあり方が転換してゆく時代状況のもと、社会的場面において出現し、また、その場面において、個に対して一定の規制力をもっているものと考えられるだろう。このような「家」の性格は、われわれの知っている「家族」の経験、たとえば、「誰かの家族であることが重要な瞬間」の経験と、どれほど異質なものでしょうか。むしろ、共通点が多いのではないだろうか。

このような社会生活における「家族」による「個」の制約を、現代の日本社会という文脈から問題にする背景には、そもそも、1980年代半ば以降、さまざまな形で提起されている、日本の家族社会学における理論枠組の転換があり、それは、大まかには、家族と個人の位置関係のとらえ直しを要請していると考えられる。

その具体的な取り組みには、いくつかの方向性が観察される。ひとつは、個人の人生に焦点を当てるライフコース論や、別居子との関係や継父母、継きょうだいとの関係、さらには、友人関係や近隣関係などのさまざまな社会関係をも考慮する社会的ネットワーク論などに示されるように、分析単位を家族ではなく個人に設定し、個人の観点から家族関係を把握する方法の提示である（目黒 1987；野沢 1995）。もう1つは、個人の任意が尊重されるという「家族のライフスタイル化」の議論（野々山 1999）や、「家族の個人化（個別化）」「家族の私事化」に着目する議論（磯田 1996）にみられるような、現代家族像の提示である。さらには、近代家族概念を軸に、子どもを中心とする家族観と家族の一体性、夫婦と親子それぞれの感情的な関係（愛情にもとづく関係）などが、日本の近代化過程のなかでどのように成立・普及したかを探り、近代家族の限界という現状認識のもと、個人を単位とする新たな家族のあり方を探るといふ、歴史社会学、感情社会学の視点からの議論が挙げられる（落合 1997）。

これらの諸アプローチは、それぞれ力点は異なっていると考えられるが、集団として家族を理解する方法について、その内容の一般性と集団の一体性という前提を相対化する点では、同様の志向をもっているといえるだろう。なにより、核家族を分析の単位とする方法に示されているとされる、集団論的アプローチとの違いは、家族集団を前提にするのではなく、むしろ、家族に関わる人の分だけ家族への期待や家族像があり、そうした諸個人の活動によって、家族生活が絶えず形成しなおされていることを強調している点にある。

それぞれの議論はそれぞれに意義がある。しかしながら、これらのアプローチは、あくまで分析対象を個人に設定し、諸個人の活動によって形成される家族生活に力点がおかれているため、さまざまな社会生活のなかで、個人を制御したり、影響を与えたりする家族の側面については、問題関心の程度が弱いのではないだろうか。そこで本稿では、われわれが現在の日常生活において直面する「家族へのこだわり」を捉える試みのひとつとして、戦前から戦後に至る

学説の展開を追いながら、社会生活上の「家族」に関する問いが、家族による「個」への制約をめぐる、社会規範上の問いから、社会的場面への問いと変化しており、そこに現代的課題もまた含まれていることを議論する。

## 2 社会規範としての「家族の全体性」への問い

本稿で着目する、社会生活上の「家族」に関する問いは、当初、個人の行動を制御したり規制したりする、「個」の制約という点から捉えられた「社会規範としての家族」という問いによって形成されており、その問いは、学説をさかのぼってみるならば、もともとは、戦前、「日本社会における家族」という問題意識のもと、今日とはまったく異なる文脈のなかで展開された。この点で独自の業績として注目に値するのが鈴木栄太郎の議論である。彼はまず、家族概念について、「一般に日本人の家協団体も家族という語をもって述べられる場合も多いが、それを構成している成員等に着眼して観察する場合には、家族と呼ぶのが適切であろう」（鈴木 1968：161）と述べたあと、社会制度としての家族に自覚的に着目し、次のように述べている。

性的愛着の関係を、それがあある特定の形態において存続する場合、それを社会的に是認する制度が家族である。家族とははじめから社会的制度である。制度が自然の家族集団を制約するのではない。自然の家族集団というものは考えられない。社会的制約が人びとの性的結合の関係を家族の形に追いいれたのである。家族は最初から制度である。ただし法制は、かくの如く社会的制度として存する家族にさらに制限を与えるものである。かくてなにが家族であるか、即ちなにが家族の不可欠の性質であるかは、特定の社会においてなにを家族と認めているか、その通念の中にもっとも正確にみいださるべきである。家族たる事の承認の理由に、その社会における家族の本質がみいださるべきである。特定の社会において事実家族として認容されているものは家族であり、家族として承認されていないものは家族ではない。家族は社会的拘束であり、制度であるからである。（鈴木 1968：164-165）

このように、家族の社会的承認を重視する鈴木は、日本社会の家族を考える際に、議論の焦点を「個人をその中に溶解している家族協団体の全体性」（鈴木 1968：160）に向ける。なぜなら、彼は、当時の農村に示される日本社会の特徴を「直系家族の家族本位制」とよんでおり、それは、一体としての家族協団体が常に問題になる社会だったからである。

小家族制の社会においては、他者が特定の一家族を家族と認むるや否やはあまり問題ではなく、成員等の相互の関係のみが問題である。そこでは一家族としての権利や義務はほとんどない、個人がその社会的単位であるからである。しかし直系家族の家族本位制の社

会においては、一 가족が社会化の強固な単位をなし、家族内の個人等は一 가족のうちに溶解している。小家族制の社会では、家族員が相互に家族たる関係を問題にしなければならぬが、大家族制の社会では、むしろ、外部の人が一体としての家族協同体を常に問題にしなければならぬ。(鈴木 1968:166)

当時の日本社会において、この一体としての家族協同体を示すものとして取り上げられるのが、家の観念である。鈴木は、家族社会学の先駆者である戸田貞三による「夫婦、親子ならびにその近親者の愛情にもとづく人格的融合であり、かかる感情的融合を根拠として成立する従属関係、共産的關係」という家族の定義(戸田 1937→1982:48)、ないしは、「夫婦、親子というがごとき特殊の關係にある者を中枢的成員とする、少数の近親者の緊密なる感情融合にもとづく小集団」(戸田 1937→1982:51)という家族の特質に関する議論について、それを集団概念に準拠するものとして批判を加える。なぜならば、鈴木によれば、集団という概念そのものが、個人間の関係を前提にしている欧米社会を念頭において成り立っている面があり、家族の概念がそうした集団を前提としている以上、集団としての家族概念では、社会形象としての家は解明できないからである。その上で鈴木は、以下のような議論を展開した。

まず、「社会形象=家」と「集団=家族」の区別の必要性和、当時の多くの家族は家をなししていることの指摘である。

家族という語は家族団体を特にその集団性に着目して考える場合には、適切な語である。現代欧米の都市の小家族を問題とする場合にはこの語はもっとも適當である。それは集団以上の何物でもないからである。わが国における社会形象としての家の本質を、その集団性以外のところに認めんとする私の考えにおいては、家と家族とはわけて考える必要がある。しこうして、今日わが国における農村の家族はほとんどみな後にいう直系家族であつて、それはまた家をなすものである。(鈴木 1968:165)

次に、規範的性格を伴いながら、日々の生活によって具現されているという「家の精神」を指摘する。

同居同財の内縁夫婦は明らかに家族である。しかも家は二戸である。家の尊嚴を相互に認め合う態度を予想しなければ考える事のできない事である。家をもって個人等の關係としてのみ解する態度からは、家の理解は不可能である。家は家族ではない、家は集団ですらもない。家は多くの場合、集団をなし家族をなしているであろうが、しかしそれは家たる事の要件ではない。

しからば家とは何か。積極的にそれを明らかにしなければならぬ。家は一つの精神である。この精神は、現在の家族員等の統一的活動の中に認め得ると共に、この統一的活動が

過去と未来におけるかくの如き統一的活動とつながる関係の中に具現されている。それを  
しいて集団的活動というなら、それは現存の個人間の関係であるばかりでなく、過去の先  
祖や未来の未知の子孫等との間の関係でもある。家を一つの精神であるというこの唐突な  
る提言がなにを意味するか、読者は自然村の精神よりほぼ推察しうらうと思う。しかし以下、  
本章において論ずるところは、所謂家の精神の究明にはかならぬ。(鈴木 1968 : 171)

家族は彼等に独特の信仰を共同体験している。しかし彼等のみが体験する世界には、信  
仰に関する事柄以外に、きわめて多くの経験の分野がある。彼等が共に、しこうして彼等  
のみが共に、泣くべき、あるいは奮起すべき、あるいは誇りを感じべきところの一家の歴  
史があり、その歴史を記念する樹木や庭石があり、その他彼等のみ独特の意味を持った  
多くの物があり、態度があり、言葉がある。そしてこの共同体験の世界に統一と整序を与  
えるものは、彼等がそして彼等のみが遵奉すべき生活規範であって、それがこの世界にお  
ける個々の事物に意味と価値を与えている。私が家が精神であるという時、その精神とは、  
家族員等の独特の共同体験の世界に君臨している一個の意志であり、規範である。(鈴木  
1968 : 262)

そして、「社会制度としての家族」において、家の精神が顕在化する側面を指摘する。それ  
は、当時の日本の家族制度における「家長」の設定である。つまり、家族制度上、「家長」が  
設定されているゆえに、それは、家族生活を規定するというわけである。

制度としてのかくの如き家は、位座として家長のみの存在を必須とするだけである。家  
長の位座の存するところそこに家ありという事ができる。家長の継承あるところ家の存続  
するのは当然である。しかし家長の継承とは、家長の位座の継承であるが、位座は一定の  
秩序であり、一定の秩序は意思の一定の方向を予想している。しこうして意思の一定の方  
向は一つの精神の現われである。それは思惟や行動や感情に関する多くの規定を含む一つ  
の精神の現われであって、位座はその中の一つの規定にすぎない。しからば家の存続はか  
くの如き精神の存続である。私が家をもって一つの精神なりというゆえんである。

制度としての家はかくの如きものであるが、精神の存続発展を容易ならしむるためには、  
いろいろの具体的事情が必要である。同時に存する血縁者の集団が存する事も、血縁的親  
子の関係が存する事も、家産や家業の継承が行われる事も、家の精神の存続を容易ならし  
むるためには必要である。しかし、事実存する家族生活と家族制度とは常に区別して考え  
なければならぬ。しこうして家族制度は家族生活がそれに従うべき、また、従っている形  
式であるから、家族制度を明かにしなければ家族生活の正しい意味を理解することはでき  
ない。(鈴木 1968 : 268-269)

このように、鈴木は、家族と家の概念的区別と家のもつ規範的性格、そして、家の精神を維持させる家族制度への着目から、自らの議論を展開していた。

ここで重要なのは、一体としての家族協同体、換言するならば「個人をその中に溶解している家族協同体の全体性」を示すものとして取り上げられた、家の精神は、あくまで社会的な行動規範を指すものであり、集団生活を必ずしも前提としているわけではないということである<sup>2)</sup>。鈴木が指摘する行動規範の具体的な特質は、(とりわけ本稿で取り上げたい点は)戦前日本における農村社会の家族に関する次の記述に表現されている。

家族は一つの制度であるが、個人主義の社会においては、家族を構成する個人間の相互の関係がなによりも重要である。しかし大家族制の社会においては、一つの全体としての家族協同体と外部との関係がより多く問題である。ここでは、社会的承認が特定の家族を家族と認むべきや否やは、現実に大きな問題である。故に特定の個人に対しては、彼がいずれの家族協同体に属するかが問題である。(鈴木 1968:166)

外部に対して家長は家族の代表者の役を演ずる場合が多い。しかしこの型の家族生活においては実質上家を代表している者は家長だけではない。家族中のどの一人も全家族を代表している。老人も子供もそれぞれの立場において外部に対しては全家族の名誉や不名誉を代表している。(鈴木 1971:125)

これは集団生活に限定されない、社会生活上の家族のあり方を指しており、さまざまな社会的場面で個人を規制する側面を示している。鈴木は、それを大家族制、もしくは、直系家族の家族本位制という家族制度に還元し、その点から、行動規範としての家族、もしくは、「家の精神」が大きな問題となることを指摘していたといえるだろう。逆に、そうでない社会(小家族制)では、この側面はみられないと考えているのである。この点は鈴木の議論の大きな特徴である。

このような鈴木栄太郎の家族論とともに、戸田貞三の家族論を批判した代表的なものとしては、もう1人、有賀喜左衛門の議論を挙げることができる。有賀(1970)は、家=日本の家族と考えるが、その家族の特質について、戸田のいう家族概念ではおさまらないものであるという部分に議論の力点を置く。有賀の議論によれば、戸田は、家=家長的家族と捉えていたのだが、家の維持(家業の管理や財産分与)には、非親族をも含む本家-分家(嫡系-傍系)関係を中心とした同族関係、同族団(家連合)との関わりが強くみられ、それは、戸田の感情的融合を中心とする親族世帯によって構成された家族概念では捉えきれない、生活共同体としての側面を色濃くもっている、というわけである。

戸田氏が家長的家族と規定した家が永代の存続を志向していたのは、家族が親族世帯に

よって構成されていたことから生じたことではなく、家をその外部から規制した全体社会の諸条件によるものであったと見ることができる。そして家が家業という一種の企業経営の形態の根拠となったことは、その成員を、条件によっては近親に限定せずに、非親族者をも取り入れることを可能にした。すなわち、家業の拡張、発展が生じ、家産の運営を必要とした場合がそれであり、家業を同族団（家単位の互助組織の一種としての）基盤の上で運営することさえ必要となる場合があった（有賀 1970：68）。

有賀は、家だけでなく、議論の対象とした村落生活全般においても、単なる社会規範ではなく、「生活共同体」の側面を重視していたといえる。この「生活共同体」の側面を重視する視座が、鈴木栄太郎の指摘したような「家を代表する」側面と結びついたものとして、戦前から戦後の村落生活において特に広くみられた「組」という組織を挙げることができる。松島静雄と中野卓は、「組」が「家連合ないしは家々を代表する者たちの集団であるか、かならずしも家々を代表しない成員個人々々が同類あいあつまる集団であるか」によって区別されると述べ、多くは前者の性格をもっていたという（松島・中野 1958：86）。この議論は、社会生活においてみられる「家を代表する」側面を「組織」という明確な形で示しており、その後の「家族」の特徴にも連なるものを備えていると考えられる。鈴木が家族制度にみたものを、有賀や松島・中野は、より具体的な社会組織にみたのである。

さて、以上のように要約できる鈴木や有賀の一連の議論について、批判的な立場にあったのが喜多野清一である。喜多野は、核的結合に着目する戸田貞三の小家族論を受け継ぎながら、「家」においてもなお、家族の集団生活に付随する諸特質がありうる可能性を主張し、さまざまな家族の集団性を論じるスタンスをとっていた（喜多野 1976）。つまり、鈴木が、集団としての家族＝個人主義の社会における家族と限定し、また、有賀が、「日本の家族」として、家族概念を文化的制約のもとで限定しようとしたのに対して「家の特性を家の制度の中に追究してゆく論理的設定の有効性を認めるものではあるが、そのために制度を集団に内在して作用するものとして、家の実体を理解する必要を否定すべきでないだろう」（喜多野 1976：211-212）と述べ、むしろ、複数の家族理念を通底する、もう少し汎用性の高い概念として、家族の集団性をとらえたわけである。喜多野は自らの立場を次のように説明する。

私としては、家を社会集団としての一般的な家族の日本における歴史的形態と考え、家族一般との関連において、その類型的な位置づけを問題にしているのであって、家もまた家族に他ならないのである。（喜多野 1976：86）

私は家を家父長制的伝統の家族を指称する用語に限定することにしたい。そしてこの家から脱却して近代化された夫婦結合中心の生活原則をもつ家族を近代家族と指称することにする。日本にもそういう家族は形成されつつある。そして家族という名辞は、The

Familyと同じように、これら各種の家族の包括概念として、また、集団としての家族結合の普遍的な性格を示す抽象概念として両様に用いることにしたい。(喜多野 1976:87)

こうした立場を志向する喜多野清一の議論において特筆すべきなのは、鈴木栄太郎の家族論について、「個人主義に立脚した集団としての家族」と「個人をそのなかに融解している全体としての家」を相互排斥的に対置したときの「家族」概念と、家族類型に用いられる普遍的な「家族」概念(社会的に承認された性的結合の形式)から、「家族」概念の異なる2つの使用方法がある点を指摘していることである。

その上で、喜多野は、前者の使用法については、それを「家と家族との両極分解的論理」とよび(喜多野 1976:203)、集団生活の共通性という点から対立図式自体を批判する。

家の特性は社会形象としての家においてでなければ把握できないとするから、その論理は家の集団性への顧慮を捨ててしまう。そして逆に家族についてはその集団性のみを見ることによって、社会形象の面を無視することになるのである。たしかにそうすることによって各々の特性は際立った対照をもって示されることになるが、家と家族との二つの家族概念を、集団と形象とのこのような分離の仕方において理解することには疑問を抱かざるをえないと私は思うのである。(喜多野 1976:203)

そして、後者の使用法に対しては、家族概念を「社会的に承認された性的結合の形式」と規定していることが、実は、鈴木という、家族=単なる集団という考え方と結びついており、それゆえに、そうした家族概念では、家は把握できないと考えたのではないか、という見解を示す(喜多野 1976:223)。

喜多野によって採用された家族概念の集団生活への準拠とは、集団-社会という枠組みの設定を意味しており、そのことによって、必ずしも集団生活にこだわらない家族理解の方法、つまり、社会形象としての家族理解の方法は、考慮すべきものではあったものの、問題意識から捨象されていった<sup>31)</sup>。鈴木栄太郎にとっての家と家族の違いは、喜多野にとっては、家族集団の下位類型の違いであり、それは、基本的には、戸田貞三による、家長的家族と近代的家族という家族の類型的把握と同じ方針である。これは決定的な分岐点である。議論の焦点は、「家族」を成立させている共同体ではなく、共同体としての家族集団と、その家族集団との関係で捉えられる社会に移っていったのである。それはなによりも、家族概念を集団生活に準拠するものとして理論的に設定することの妥当性の高まりという問題設定上の背景の変化が、日本社会における戦前から戦後、そして高度経済成長期にかけて生じた家族の全体的な動向、特に、70年代半ばまで継続しつづけた、核家族世帯の比率の増加に非常に適合していたことと、理論的にも、森岡清美の議論に代表されるような、いわゆる核家族論とよばれる、夫婦とその間の子どもを中心とした集団生活における構造と機能への関心(具体的には、家族集団内における

役割関係の精緻化や、ライフステージに応じて直面する発達課題の設定)によって促されたことを示している<sup>4)</sup>。

確かに、鈴木は、そもそも、地域的な結びつきの強い農村社会の家族を捉える視角として提出されていたのであり、戦後から高度経済成長期にかけて、彼が議論の対象とした農村社会が変容してゆくにつれて、あまり重要視されることがなくなっていった。ただ、それでも、鈴木は、家族論への決定的な批判は、やはり喜多野が指摘したように、その家族概念の多義性にあったと考えられる。喜多野の議論は、家族概念を理論的視点として普遍化する点と、その理論枠組として、社会形象ではなく集団生活への準拠を主張するという点で、2つの転換を同時に行っているのである。ただ、ここであえて「社会形象」という点からみるならば、社会形象としての家族=集団の図式が明治後期から大正時代にかけて出現し、それが戦後、特に高度経済成長期にかけて、夫婦家族理念を伴いながら浸透していった、ということができよう。こうしてみると「社会形象としての家族=集団」というのは、いわゆる社会史の議論でいうところの「近代家族」概念に相当するものである。

本稿で着目したいのは、実際のところ、喜多野とは逆の方向である。つまり、鈴木は「社会形象としての家」を家族概念に応用する方向であり、その実質的な意味である「行動規範としての家族の全体性」、具体的には、鈴木がみた「家の精神」の側面を「家族」に援用しながら跡づけてみたいと考えているのである。このとき問題となるのは、はたして、「行動規範としての家族の全体性」は、鈴木が想定した大家族制、ならびに、直系家族の家族本位制以外の社会状況では観察することができないのだろうか、ということである。

論者／概念	家	家族
戸田貞三	家長的家族(直系家族と同義)	夫婦・親子を中心とする集団として理論的に設定
鈴木栄太郎	家の精神の具現化＝社会形象としての側面、社会規範に着目	社会的に承認された性的結合の形式とする一方、家族概念は個人主義に立脚した集団を前提にしていると批判
有賀喜左衛門	生活共同体としての家＝日本の家族	家族概念は、社会・文化によって異なる内容をもつと主張
喜多野清一	家長的家族(直系家族と同義)	夫婦・親子を中心とする集団として理論的に設定

図1 各論者における、家、夫婦家族、家族の概念関係

ここで、これまでの議論を図1にまとめてみたが、ここから分かるように、戸田と喜多野が、集団・小家族としての家族概念を普遍性の強い理論概念として捉えていたのに対し、鈴木と有賀は、家族概念を欧米文化の特殊性が付与されているものとみていた。また、有賀が、家＝日本の家族として評価する一方、鈴木は、家族概念によらない家のあり方を、社会規範に着目することで導き出していた。ここで重要なのは、鈴木が家について議論したような、社会規範・

行動規範に関する「家族」への問いが、家族＝集団と考える場合に、抜け落ちてしまっているということである。鈴木栄太郎の家族論は、喜多野が指摘したように、家＝社会形象、家族＝集団と限定しており、その集団理解もまた独特ゆえに、使いづらく、戸田、有賀、喜多野の家族論に比べて、言及されることは少ないと思われる。だが、本稿が検討したいのは、まさに、家族＝社会形象という点であり、それも、社会形象としての家族＝集団以外の方向性なのである。

### 3 行動規範としての「個を溶解せしめる家族の全体性」の系譜

鈴木栄太郎の「家の精神」の構想で示されたような、「行動規範としての家族の全体性」という視角は、戦後、集団生活における家族の統一性という文脈のなかで、鈴木自身が想定していた大家族だけでなく、小家族についても関連させられて議論されている。その論者が清水盛光である。清水（1953）は、大家族から小家族への移行にともない、「家族精神」という家族の全体性が、家族成員の結びつきによって生じることを、次のように指摘する（なお、引用に際しては、旧かなづかいは現代かなづかいに、旧字体は新字体に変えてある）。

ただ、大家族の場合と違い、ここでは各成員が集団の全体性に服従するが故に相互に結びつくのではなく、相互に結びつくことによって家族の全体性を生むのである。いいかえれば、この場合の家族の統一は、人格愛を殺すものではなくて、かえって人格愛を完全に解放した場合にもなお成立するところの統一であり、全体性である。（清水 1953：145-146）

重要なのは「家族特質（family traits）」とも呼ばれるべき家族成員の全体に共通の心理的特徴が、家族内の共同生活の間から生まれて来るということである。これはすでに相互補充的なものではなくて、家族成員の全体に共通の精神であり、性格であり、また傾向であって、この特性は家族の異なるにつれて相互に異なりつつ、しかも各々の家族にそれぞれの統一性を与え、その家族のすべてを解き難い一つの全体たらしめている。（清水 1953：147）

このように、家という限定をおかずに、家族の統一性、全体性を指摘する議論は存在していたわけだが、多くの場合、この家族の統一性は、集団の統一性へと解釈され、社会生活における「個」の制約には向かなかつた。もちろん、高度経済成長期、さらにはそれ以降にも、「個」の制約への議論がないことはなく、その際には、特に戦後の家族社会学の中心課題であった、集団としての家族の内部構造を解明するという問いではなく、日本社会における家族と個人という問いのなかで論じられることになる。

戦後の日本社会における家族について、「個」の制約を問題にしたものとして、作田啓一の議論が挙げられる。作田（1972）は、「戦後の夫婦家族は、自立的、主体的な人間を形成する

ことに成功したであろうか」という問いをたて、戦後日本における理想的な家族モデルには、18～19世紀ヨーロッパの近代ブルジョア家族モデルと20世紀中葉のアメリカ新中間層の家族モデルが混乱していることを指摘している。作田は、自立的・主体的人間を生み出す家族モデルを「近代家族」とよび、それは、前者の近代ブルジョア家族モデルを想定していたという。その一方、後者のアメリカ新中間層の家族モデルは、リースマンらによる大衆社会論の文脈のなかで、必ずしも自立的・主体的人間を導出するものではなかった、というのである。この2つの家族モデルは「夫婦家族」という点からみれば同じであり、前者を夫婦家族モデルⅠ、後者を夫婦家族モデルⅡとよぶことができるだろう。

自立的・主体的人間の形成基盤とされる「近代家族」は、家族集団自体の独立性の強さとともに、親の権威の強さと夫婦関係中心による親子関係の不可避的な断絶経験とを特徴とする。ところが、日本の家族は、家族集団の独立性の弱さとそれによる親の権威の対外的な弱さ、そして親子関係が中心であることによる世代間の断絶性の弱さを特徴としている。また、戦後採用されたアメリカ新中間層の家族像も、他人志向的な人間を生み出すものであったから、自立的・主体的人間の形成基盤として想定されたものとしての、「近代家族」ではないというわけである（作田 1972）。この「近代家族」の使用法は、ショーターやアリエスを先駆とする社会史的な「近代家族」概念とは、明らかに力点が異なっている。社会史的な「近代家族」概念は、近代ブルジョア家族モデルとアメリカ新中間層の家族モデルに一定程度共通する「愛情（ロマンティック・ラブ、母性愛、家庭愛）によって結びついた集団」に力点を置いた概念である。この点からみれば、戦後日本で採用された「近代家族」概念がアメリカ新中間層の家族モデル（＝夫婦家族モデルⅡ）だったというにとどまらず、家制度下の直系家族モデルにもまた、家族の愛情を強調する限りにおいて「近代家族」が成立していたということができる。しかしながら、アリエスのもう1つの代表的な仕事である「死の態度変容の歴史」に関する研究にみられる、「汝の死」と「タブー視される死」において想定されている家族像は、それぞれ、近代ブルジョア家族モデル（＝夫婦家族モデルⅠ）、アメリカ新中間層家族モデル（＝夫婦家族モデルⅡ）であり、近代家族の共通性よりも、むしろ、変容に焦点が当てられている、とみることにもできる（Aries 1975＝1990）。いずれにせよ、近代家族概念の多様性、あるいは、諸類型に関する議論は、思いのほか見落とされがちである。

ただ、ここで重要なのは、「近代家族」概念の検討や整理ではなく、作田が議論したような、戦後導入される家族モデルが、人間形成の点で、これまでの日本の家族像と必ずしも矛盾しないことを、家族集団自体を外的に規定する側面から予測したことである。つまり、作田は、常識的には矛盾するようだが、個を融合せしめる行動規範としての家族の全体性は、家族集団の独立性の弱さによっても成り立っていることを指摘しているのである。

60年代後半から70年代初頭に提示された作田の現状認識は、その後、80年代半ばの星野澄子による次の議論と結びつけることが可能であろう。星野（1986）は、以下のように、戦前の「家」から戦後の「マイホーム主義」への変化を論じる。

明治憲法・明治民法が施行されていた戦前の日本社会では、「天皇＝国家に対する忠誠と父母に対する孝行とを祖先教的倫理を媒介にして結合させ」た「家国一体」の原理が、「血縁の神話」によって構築されていた。(中略)……しかし、戦後の憲法・民法の改正によって、個人を抑圧し埋没させる全体的集団の価値である「家」制度の枠組みから、個人は法制度のうえでは解き放たれた。そして、国家＝「家」への献身という規範によって戦前には否定されていた、人間精神の領域における私的価値は、戦後広範に出現した夫婦と子どもを単位とする小家族のなかで、「マイホーム主義」という形をとって権利を主張するようになった。(星野 1986：100-101)

しかしながら、同時に、両者の共通点として、次のように述べる。

その集団の構成員の一人ひとりが自覚的・主体的個人としては存在しえていない、個の未確立な心情的融合集団である点において、両者は共通性をそなえている。後者がいかに消費文化に彩られ、近代的家族の粉飾を施されていようとも、その底流に根強く流れているのは依然、『血縁の神話』に縛られた「親族和合の論理」である。(星野 1986：100-101)

この議論で注目されるのは、「個の未確立な心情的融合集団」が「家」と「マイホーム主義」に共通するものとして指摘されている点である。「マイホーム主義」は、作田のいうアメリカ新中間層家族モデル(＝夫婦家族モデルⅡ)の日本社会における具現化した形態であるといえるし、「マイホーム主義」として特徴づけられたもののなかに、鈴木栄太郎が「家の精神」について説明したような、個々人の行為がその帰属する家族の行為と見なされる側面や家族への連帯責任を指摘できるならば、これは、鈴木栄太郎的な表現を使えば「マイホームの精神」とでもいえるだろう。このことは、個の未確立の指摘から、ある程度推察することができる。つまり、「家の精神」「マイホームの精神」は、ともに「家族の全体性」の下位類型として位置づけられるのである。ここで示されている家族の全体性は、個人が存在を家族に帰属させてゆく社会の仕組みに裏打ちされた一体性であることを表現しているのであり、この意味では家とマイホームが代替関係にあることを示している。

このように、戦後の動向を把握する際に、集団として家族を把握する一方で、個人を融解させる全体としての家族(＝行動規範としての家族)の側面も検討されていることが指摘できるであろう。星野の議論は、戦後、特に高度経済成長期を通して、職住の分離を前提にしながら、日常生活の多くについての家族集団単位での自律性が確立していったことを認める一方で、それと並行して、個と家族を結びつける面への視角の有効性を確保するような事実もまた、存続しつづけていることを示しているのである。

ともあれ、以上のことから、行動規範としての家族の全体性は、地域的な関係や同族、親族

との結びつきの強さのみならず、直系家族制、夫婦家族制といった家族制度の違い、さらには、家族の独立性の程度にすらも完全に依存しているわけではないことになる。中根千枝は、日本社会の集団の特性を論じるなかで、他の集団に対するとき、ウチとソトの関係を構成する場合は排他的に作用するが、ウチとウチの関係を構成する場合は必ずしも排他的に作用しないことを指摘する。その上で、日本社会における家族集団の凝集性の高さに関して、特に、他の家族との関係が問われる際に、ウチとソトの関係を構成しており、それは、家制度とマイホーム主義に共通するものであるという（中根 1977）。中根は、特定の家族への帰属について、他の家族（さらに、家族が親族との関係によって規定される点を加えるならば、自らの親族）との関係のなかで相互排他的に成立しうることを指摘しているのであるが、ここではそれ以上に、家族集団の独立性の高まりという点では変化したもの、個を家族に融合させる側面自体は変化していない、という点に注意が必要である。

このように、個人を融解する行動規範としての家族は、直系家族理念や夫婦家族理念の葛藤や共存とは別の次元で成立し、また、鈴木が念頭においていた「家」だけでなく、戦前、戦後を通じて、個人を全面的に融合させる『血縁の神話』に縛られた『親族和合の論理』として継続してきた。これもまた、日本社会という文脈における家族の一面だったわけである。ところが、集団生活を前提にすることは、この側面について問題の射程にとらえることを非常に難しくしていたといえるだろう。

だが、今や、この問いは、現実問題として個人と家族の結びつきについて検討を迫られ、結果として、家族概念の取り扱いの変容を余儀なくされうるゆえに、可視化されてきた問いとして設定可能となってくる。個人を融解する行動規範としての家族の側面もまた、家族内における相互作用規範の具現化を表現する家族規範とともに、家族社会学の問いに組み入れることが可能であり、また、必要とされるのである。

#### 4 社会生活の諸場面における「家族」への問い

本稿では、家族と個の問題を考える上で、個人を融解する行動規範としての家族の側面に着目すべきことを指摘した。このような視角もまた、集団生活における「集団としての家族」を相対化する場合に、集団生活における個人にとっての家族を描くという方法以外に取りうる方法の一つとして考えることができるのではないだろうか。

実のところ、家族と個をめぐる問いは、戦後の家族制度における家族主義という点からの批判に関連する多くの議論のなかで、すでに数多くみることができる。落合（1997）による「個人を単位とする社会」の提唱は、その代表例であろう。しかし、本稿では、これまでの議論を踏まえた上で、個が重視されてきているゆえに、それが示す個の意味について、家族に関する経験や社会的文脈との関連から、いっそう問われうる方向性を検討してみたい。

そこでまず、指摘すべきことは、行動規範としての家族が具現化する対象、地平として、多

くの場合に前提となっている、集団生活に限定することができないということである。福祉資源や家族危機への対応という例が、そもそも集団生活（家庭生活）では完結しえない問いを提起しており、この点で、集団としての家族の限界を考え、社会生活上の行動規範としての家族に着目していた鈴木栄太郎の視角は、非常に参考になる。ただし、この路線をとるとしても、行動規範を具現化する対象を家族制度に限定するのは、問題の射程を制限してしまっているきらいがあるようにみえる。むしろ、日常生活全般の行為レベルに関する議論が、まず求められるのであり、制度や組織はあくまでその一部なのではないだろうか。

この意味では鈴木氏の議論はやはり批判されるべきであり、現実生活の視座から批判を行った喜多野氏の指摘は適切である。だが、行動規範としての家族は、これまで家族社会学が前提としてきた、集団生活（具体的には家庭生活）によって具現化するだけでなく、今や、より一般的に、多様な社会生活によって具現化するとも考えられるのであり、それゆえに、行動規範と社会生活の関連が問題とされるのである。

このとき、社会生活によって具現化する行動規範としての家族は、松島・中野（1958）によって展開された、家の代表を組織化したものとしての「組」に関する議論や、中根（1977）によって展開された、他の家族や、親族との関係のなかで相互排他的に成立しうる側面に関する議論にみられる、社会組織、社会集団などによって構成される社会構造、生活構造の観点を含みながらも、社会過程を強調する視点からみるならば、より広い地平、具体的にはさまざまな社会的場面の地平のもと、他の経験や他の社会的文脈との関係によって規定される側面に着目すべきであろう。このことは、具体的には、さまざまな領域（教育、医療、福祉など）で出現してくる「家族」を、家庭生活との関連を見据えつつも、その家庭生活に限定することなく、家族社会学の問題として組み込む必要性を示している。ここで、たとえば、エスノメソドロジーや構築主義との接点が見えてくることになるのだが<sup>5)</sup>、これらの方法論が、家族概念の日常行為レベルにおける「解釈」や「操作」に焦点をあわせているのに対し、ここまで、一見、「回り道」のように、日本の家族社会学の学說的展開をたどってきたわれわれは、これらの方法論の吟味からだけではみえてこない、独特の家族の「重さ」に言及する議論から、社会的場面における家族の様相について検討してみたい。

春日キスヨは、青年期の重症心身障害児とその母親によって作られているセルフヘルプグループの調査をもとに、「重症心身障害児を人間とみなさない社会のあり方が、家族内の人間関係を規定し、かつ、社会における障害児をもつ家族の状況を規定していく過程」を描いている（春日 1992：104）。春日（1992）によれば、夫方優位の意識や性別役割分業による母子関係の孤立といった、家族成員間の関係性の問題と、「家族愛」の規範性など、社会によって家族のあり方が方向づけられてしまう家族外関係の問題、そして、家族内関係、家族外関係の双方にみられる「障害児へのスティグマ観」の存在が指摘されている。

ここに示されているように、この議論の問題設定としては、調査を通して、われわれが常識的に想定している「既存の家族観の問題性」を抽出する点が強調されている。それは次の2つ

の記述にも表現されている。

障害児の「運命」＝家族の「運命」とみなされる社会では、家族の不遇は一顧だにされない。(春日 1992:102)

「運命共同体」「無私の愛」といった家族観が支配するとき、障害児の生きる条件の貧しさは即、他の家族成員の生き難さに通じている。(春日 1992:104)

春日の議論の特色は、家族内関係と家族外関係について、それぞれが規定される側面を視野に入れているところにある。この区分の導入が有効に作用するのは、セルフヘルプグループという、家庭生活ではない調査対象設定にともなうものであると考えられる。現在、このタイプの議論は、「家族愛」や「母性愛」などに示される「近代家族的なもの」を浮かび上がらせることを目的とする、さまざまな調査報告によってみることができるだろう。

しかしながら、もはや、こうした「近代家族的なもの」を指摘するだけでは不十分である。つまり、この論文自体、さらには、「近代家族的なもの」を指摘する一連の調査研究には、ほとんどの場合、その指摘をおこなうだけにとどまっているのだが、その根底にある「個」への制約、さらには、セルフヘルプグループなどの多様な社会関係・社会集団に関わる諸場面における「家族」の変化にも言及し、そのなかで、家族の「重さ」を理解する必要があるのではないだろうか。

この点、同じく、春日(1989)による、父子家庭の男性たちの集いからの聞き取りでは、上記の内容と同様の、父子関係や母子関係をめぐって明らかにされる、家族関係に対する社会通念への言及とともに、そうした「通念」からの転換が、集いの場においてのみ表現できることについて指摘がなされている。

彼らは、人間にとって家庭とは何か、人は何のために生きるのかという問題を、自明のものとしてではなく、あらためて問われるべき問題として問いはじめる。そして、現代の家庭というものが男と女という壁で隔てられて、人間としての絆をつくりえなかったおかしさにも気づいていく。(春日 1989:179)。

こうした話は妻帯者の前では語られない。仮に語ったとすれば、「別れた女房に未練があるからだろう」と曲解されかねないからだ。だから、それは「集い」の場でしか語られない。しかし、彼らが語っているのは、決して、別れた妻への個人的な未練の感情ではない。失ったからこそ見えてきた過去の生活のありようを彼らは語っているのだ。(春日 1989:180)

活動に参加することによってもたらされるのは、まずは、家族生活にまつわる「問題」の発

見や共有であるといえよう。加えて、そうした諸場面では、必ずそうなる、というわけではないが、ありうる可能性として、家族を対象化してゆくことが挙げられる。自分の家族に関する経験を対象化するという、この対象化過程のなかで、行動規範としての家族の一体性（全体性）を表面化させることも可能になる。個のあり方を規定してきた家族内関係と家族外関係を問い直すわけである。その際、家族に関する語りは、家族内関係や家族外関係の表現の対象とは別に、両者をつなぎ合わせる位置を占める、媒介としても位置づけられる。

したがって、さまざまな社会的場面において出現する「家族」には、以下の3つの側面があることが分かるだろう。1) 通常、議論の対象とされている、家族内関係を規定する側面。2) ある問題を家族問題としてとらえること自体を議論の対象とする、家族外関係を規定する側面。そして、3) 「家族」をもちだすことである関係を形成する点を議論の対象とする、場面自体を規定する側面である。それらは、相互に影響関係をもちながら、それぞれ独立した問題を形成しうる。その際には、春日の指摘したような問題の発見にとどまらず、活動に参加することによる「家族」をめぐる関係性の変化の有無もまた、活動内容の変容とともに、積極的に考察しなくてはならない。それは、この社会において「家族」が語られる場所を考察することの意義と課題を提起するものである。

詳細な報告は別稿に譲らざるをえないが、筆者がおこなっている、近親者との死別を経験した人たちによるサークル活動（セルフヘルプグループ）の観察や、彼らに対するインタビューの諸場面からは、死別に関する経験を語りあい、自らの経験を議論の対象としてゆくなかで、それぞれの家族課題が共有化されたり、「家族の出来事（家族ライフイベント）」を社会問題と接続する方向に相対化したりすることが指摘できる。もちろん、その際には、さまざまな場面、場所において家族の問題を語りあえることそれ自体の意義に言及することが重要である。なぜなら、「家族」を媒介にして社会的場面が成立すること自体が、家族の全体性（＝家族による「個」の制約）を問い直す契機の1つとして考えられるからである。最後に、これらの諸点から、現代の日本社会における家族の「重さ」について、あらためて、議論しておこう。

## 5 おわりに—社会的場面における「家族」の現代的課題

結婚や離婚など、家族ライフイベントの分析視角を検討した渡辺秀樹は、その着眼点として、過程制御（家族成員のイベント経験過程を制御することによって、イベントの発生を回避しようとする側面）、状況制御（家族ライフイベントを生じさせるであろう状況をあらかじめ制御して、イベントの発生を回避しようとする側面）、そして、構造制御（家族ライフイベントによって生じるであろう、生活の不連続性を制御することによって、イベントのありようを変えようとする側面）の3つを挙げている（渡辺 1993）。本稿の問題関心は、そもそも、社会生活上に出現する「家族」による「個」の制約にあり、それは換言すれば、ある社会的場面が個と家族とを結びつけるプロセスに焦点をあわせることになるから、これらの着眼点のなかでも、

特に構造制御に関わる議論になるといえるだろう。

構造制御の側面を検討する際には、結婚や離婚、さらには、扶養や介護、配偶者や近親者の死などの出来事が、福祉資源との兼ね合いで家族危機として現象する社会的文脈と、その場面に出現してくる「家族」が問題となる。本稿では、その「家族」について、「家族内関係規定」「家族外関係規定」「場面規定」の3つの様相があることを指摘した。そこで個人は、たとえ同じメンバーであったとしても（もちろん、同じメンバーである必然性はない）、経験と文脈によって異なっていくつもの「家族」に関連づけられることになる。

このとき、権利や責任といった抽象的なレベルから、家、写真、思い出、感情表現などの具体的なレベルまで、さまざまなものを媒介にして観察されるのは、個との結びつきを証明する「家族」である。それはかつて、柳田國男が位牌を通して描き、鈴木栄太郎が日本社会にみた「家」と同じ位置を占める。また、筆者自身は、自分自身の家族経験への言及にみられる、ノスタルジーや懐かしさとの関連のなかで、現代の日本社会における家族のリアリティが存立している面があるのではないかと考えている。これらは、社会規範・行動規範というには、強すぎる設定であり、正確には異なる概念系に属するのだが、一方で、人びとの行為を何らかの形で可能にしたり、制約したりする側面があり、また、規範に転化することも大いに考えられるので、取り上げる意義は十分あるだろう。まだアイデアの域を出るものではなく、今後の検討課題であることを自覚しながらの記述になるが、さまざまな諸場面で示される「家族」は、内容的には、場面や状況ごとに異なっていることが考えられるので、必ずしも一貫性、継続性を保持していないかもしれない。しかし、われわれは、そうした「家族」が示す「重さ」を視野に入れなくてはならないのである。その「重さ」は、個の制約とともに、社会的場面の構成に対しても発揮されるのであり、家族経験を語ることの社会的意味が、いっそう問われることになる。

このような家族の理論的設定は、戦後の家族社会学の主流をなしてきた、集団生活を前提にしているものとは相当、異なるものと思われる。なぜなら、状況に応じて具体的に出現してくる、個と結びつくような家族の範囲や家族像は、状況ごとにそれぞれ異なるからである。もちろん、従来よりもはるかに個人をベースにした、それゆえに多様な集団生活・共同生活のあり方が家族の要件となってきた側面は、家族と個人の問題にとって不可欠の検討課題である。こうした家族のリアリティを別に否定するつもりはない。だが、集団生活への準拠を相対化し、経験や社会的文脈に準拠する取り組み方もまた、家族概念の再考を前提にしており、なにより、それぞれが「断片」であるゆえに、強くわれわれに働きかけつつけると考えられる「家族へのこだわり」をとらえるという意味では、現代的な家族理解としての妥当性を保持しうるといえるのではないだろうか。さらに、これは理論枠組の問題だけではない。すなわち、今後、家族と個人の関係への問いが、自立や自己決定などとの関連のなかでより先鋭化するにつれて、社会的場面における「家族」への問いは、現実問題としても軽視できない位置を占めてゆくのでは、と考えられるのである。

## 注

- 1) 本稿は、西日本社会学会第58回大会（長崎大学）において報告した原稿（報告名：「家族の個人化」に対する近代家族論の意義）をもとに、加筆、修正したものである。
- 2) この点について、鳥越（1985）は、鈴木栄太郎の「村の精神」について「人々の行動を方向づける行動規範」と述べており、本稿と同様の見解を示している。さらに彼は、「しかし非常に大切なことは、鈴木はこの精神を固定的なものと考えていない点である。精神は変わりつづけるものなのである」と述べ、精神の可変性に言及している（鳥越 1985：80）。
- 3) ただし、喜多野自身は、家族理念を具現化する対象として、集団という範囲に着目したものであり、このスタンスは、現実の家族の多くが集団生活を営んでいるだろうゆえに「集団としての家族」という考え方もまた有効なのだという認識に基づいていた。したがって、「家族」の使用は理論的に限定的なものなのであり、集団としての家族以外の「家族」の成立を論理的には排除していないのである。ところが、より普遍性を含みこんだ核家族論の台頭以後は、それが家族認識の際の前提となっていくと考えられる。
- 4) この点に関する、戦後日本の家族社会学についての知識社会的考察としては、山田（1999）の議論や、核家族論争を取り上げるなかで、当時の家族社会学における核家族論の基礎理論化への志向を指摘した木戸（1998）が挙げられる。
- 5) この点で参考になるのは、社会構築主義の立場からの家族研究である。J・グブリアムとJ・ホルスタインは、家族のディスコースへの着目について、自らの議論を、既存の家族論のオルターナティブとして位置づける（Gubrium, J. & Holstein, J. 1993）。日本における構築主義の家族論も同じように、オルターナティブとして導入する方向で展開されており、池岡ほか（1999）のように、客観－主観の対立軸のもと、後者を「当事者性」と評価し、そこに力点を置きつつ、社会的場面において個別文脈依存的に主張される「家族」に着目する方法が提示されている。本稿の関心は、オルターナティブという点では同じであるが、方向性はむしろ逆であり、「家族」という、ある特別な（と、考えられるような）関係が、どのようなプロセスをもって個人を包摂せしめてゆくのか、を顕在化させる方向を志向している。この点の検討は、具体的な事例研究にともなう、今後の課題である。

## 文 献

- Aries, P. 1975, *L'Homme devant la mort*, Ed. du Seuil. (=1990, 成瀬駒男訳『死を前にした人間』みすず書房。)
- 有賀喜左衛門 1970『著作集9：家と親分子分』未来社。
- Gubrium, J. & Holstein, J. 1993, "Phenomenology, Ethnomethodology, and Family Dis-course", Boss, P., Doherty, W., LaRossa, R., Schumm, W., and Steinmetz, W.

- ed. Sourcebook of Family Theories and Methods : A Contextual Approach, Plenum Press, 651-672.
- 星野澄子, 1986, 「老人と家族 1 ある擬似家族の生成と崩壊」 布施晶子・清水民子・橋本宏子編『双書 現代家族の危機と再生 3 老人と家族』青木書店。
- 池岡義孝・木戸功・志田哲之・中正樹, 1999, 「単身生活者による家族の構築 — 構築主義的な家族研究のアプローチの試み —」『人間科学研究：第12巻第1号』早稲田大学人間科学部, 75-92。
- 磯田朋子, 1996, 「家族の私事化」野々山久也・袖井孝子・篠崎正美編著『家族社会学研究シリーズ① いま家族に何が起きているのか — 家族社会学のパラダイム転換をめぐる —』ミネルヴァ書房。
- 春日キスヨ, 1989, 『父子家庭を生きる — 男と親の間 —』勁草書房。
- , 1992, 「障害児問題からみた家族福祉」野々山久也編『家族福祉の視点』ミネルヴァ書房。
- , 1997, 「介護 — 愛の労働」井上俊・上野千鶴子ほか編『成熟と老いの社会学』岩波書店。
- 木戸功, 1998, 「『家族社会学』の構築 — 『核家族論争』を再考する —」『家族研究年報』23 : 2-17。
- 喜多野清一, 1976, 『家と同族の基礎理論』未来社。
- 松島静雄・中野卓, 1958, 『日本社会要論』東京大学出版会。
- 目黒依子, 1987, 『個人化する家族』勁草書房。
- 森岡清志, 1994, 「定年後のパーソナルネットワーク」森岡清志・中林一樹編『変容する高齢者像 — 大都市高齢者のライフスタイル —』日本評論社。
- 中根千枝, 1977, 『家族を中心とした人間関係』講談社。
- 野々山久也, 1999, 「現代家族の変動過程と家族ライフスタイルの形成」目黒依子・渡辺秀樹『講座社会学 2 家族』東京大学出版会。
- 野沢慎司, 1995, 「パーソナル・ネットワークのなかの夫婦関係」松本康編『増殖するネットワーク』勁草書房。
- 落合恵美子, 1997, 『21世紀家族へ (新版)』有斐閣。
- 作田啓一, 1972, 『価値の社会学』岩波書店。
- 清水盛光, 1953, 『家族』岩波書店。
- 杉岡直人, 1996, 「家族規範の変容」野々山久也・袖井孝子・篠崎正美編著『家族社会学研究シリーズ① いま家族に何が起きているのか — 家族社会学のパラダイム転換をめぐる —』ミネルヴァ書房。
- 鈴木栄太郎, 1968, 『著作集 I : 日本農村社会学原理』未来社。
- , 1971, 『著作集 II : 家族と民俗』未来社。

戸田貞三, 1937→1982, 『家族構成』 新泉社。

鳥越皓之, 1985, 『家と村の社会学』 世界思想社。

渡辺秀樹, 1993, 「家族ライフイベントのゆくえ」『家族社会学研究』 NO. 5 日本家族社会学会。

山田昌弘, 1999, 「愛情装置としての家族」 目黒依子・渡辺秀樹編『講座現代社会学2 家族』 東京大学出版会。

柳田國男, 1930→1993, 『明治大正史世相篇』 講談社。